

六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター
品質保証の実施結果及び
常設の第三者外部監査機関の監査結果報告書
(平成22年度下期報告)

I. 品質保証の実施結果

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社社長は、平成23年度の品質方針を3月8日に設定し、3月9日、電子掲示板により全社員に周知した。

(2) 品質目標の設定、周知

(品質保証室)

品質保証室長は、平成22年度の品質目標を以下のとおり改正した。

- ・「全社の品質保証システムの改善」に具体的方策として「全社品質保証体系案の作成」等を追加して品質目標を11月10日に改正し、同日、電子掲示板により品質保証室内へ周知した。

また、品質保証室長は、平成23年度の品質目標を3月31日に設定し、同日、電子掲示板により品質保証室内へ周知した。

品質目標の設定においては、「全社の品質保証システムの改善」等を設定した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、平成22年度の品質目標を下記のとおり改正した。

- ・「協力企業を含めた技術力の向上」等を追加して品質目標を11月5日に改正し、同日、電子掲示板により再処理事業部内へ周知した。

また、再処理事業部長は、平成23年度の品質目標を3月31日に設定し、同日、電子掲示板により再処理事業部内へ周知した。

品質目標には、「法令・ルールの遵守」等を設定した。

(3) 社長による評価

(品質保証室)

実施状況：社長は、品質保証室の第2回レビューを11月5日に、第3回レビューを2月4日に、第4回レビューを3月31日に実施した。

実施結果：第2四半期、第3四半期及び第4四半期の保安活動に関する業務などの進捗状況及び品質目標の達成状況に対し「業務は計画に従って適切に実施・評価されており、品質マネジメントシステムが適切に機能していることを確認した。」と評価された。

(第2回)

主な指示事項として「品質保証室が掲げた全社共通指標^(注)を見ても、現場のヒューマンエラーを含めて改善されていない状況に鑑みて、品質保証室としても事業部の中に入り込んで様々な支援をすること」があった。

(注)：全社共通指標とは、「法令・保安規定違反件数」「対外報告事象発

生件数」「ヒューマンエラーに係る不適合件数」「労働災害件数」などの指標。

(第3回)

主な指示事項として「平成23年度品質方針については、各事業部・室とも連携し、当社の現状を踏まえるとともに、項目を増やすことなくシンプルでかつ、理解し易い方針とすべく検討していくこと」があった。

(第4回)

主な指示事項として「労災やヒューマンエラー等の指標については、前年度比較ではなく、5年間ぐらいでどういう傾向になっているか事業部別、年度別で見ていくこと」があった。

(再処理事業部)

実施状況：社長は、再処理事業部の第2回レビューを11月5日に、第3回レビューを2月4日に、第4回レビューを3月29日に実施した。

実施結果：(第2回)

第2四半期の保安活動に関する業務などの進捗状況及び品質目標の達成状況に対し「依然として、保安規定違反を含むトラブルが継続している。これについては、しゅん工が2年延びたことを受け、現場の安全に対する感度を最大限高めるための取組みを継続して実施すること」と評価された。主な指示事項として「ヒューマンエラーの防止に関して、積極的に現場に出向き、協力会社社員を含め基本動作を体で覚えるような取組みをすること」、「(再処理施設の高レベル廃液濃縮缶の温度計保護管内への廃液の漏えい及び濃縮機器製造工場の火災に係る通報が遅れたことを受けて)通報連絡遅れについては、“迷ったら連絡する”といった気持ちを如何に現場に浸透させるか検討すること」があった。

(第3回)

第3四半期の保安活動に関する業務などの進捗状況及び品質目標の達成状況に対し「依然としてB情報以上のトラブル及び労働災害(負傷等)が継続している。しゅん工が2年延びたことを受け、社員一人ひとりの安全に対する感度を最大限高めるための取組みを継続して実施すること」と評価された。

主な指示事項として「しゅん工が延びた期間に協力会社社員を含めた全員の安全意識・安全感度を如何にして高めていくか、自分の部下を徹底して指導すること」があった。

(第4回)

第4四半期の保安活動に関する業務などの進捗状況及び品質目標の達成状況に対し「社長の指示事項3項目(①挨拶、指差呼称の徹底、②安全に対する感度を最大限に高める、③竣工までになにをするか)については、

引き続き継続して実施することが必要である」と評価された。

主な指示事項として「引続き、しゅん工が延びた期間に協力会社社員を含めた全員の安全意識・安全感を如何にして高めていくか、自分の部下を徹底して指導すること」があった。

(4) 文書及び記録の管理

(品質保証室)

品質保証室長は、「廃棄物管理施設保安規定」、「品質保証計画書（品質保証室）」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、「廃棄物管理施設保安規定」、「再処理事業部 品質保証計画書」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

(5) 保安活動の実施

再処理事業部長は、文書類に従い、廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理、保守管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時等の措置に係る業務を実施した。

(6) 調達

再処理事業部長は、文書類に従い、調達先の評価を行い、物品及び役務の調達については調達製品への要求事項を明確にし、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認した。

(7) 内部監査

(品質保証室)

実施状況：品質保証室長は、文書類に従い、監査計画に基づいて、品質保証室及び再処理事業部に対する内部監査を実施した。

実施結果：品質マネジメントシステム等に関して改善の要望事項がいくつか見られたが、文書類を逸脱するような指摘事項はなく、文書類に基づき改善に向けた Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Act（改善）サイクルが展開されており、品質マネジメントシステムが有効に機能していることを確認した。

(再処理事業部)

実施状況：再処理事業部保安監査部長は、文書類に従い、監査計画に基づいて、各部署に対する内部監査を実施した。

実施結果：品質マネジメントシステム等に関して改善の要望事項がいくつか見られたが、文書類を逸脱するような指摘事項はなく、文書類に基づき改善に

向けた Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Act（改善）サイクルが展開されており、品質マネジメントシステムが有効に機能していることを確認した。

(8) 不適合管理

(品質保証室)

期間中（下期）に発生した不適合はなかった。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、文書類に従い、不適合を確実に識別し、処置及び記録した。

期間中（下期）に発生した不適合等の件数：3件

(9) 是正処置及び予防処置

(品質保証室)

品質保証室長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

(10) 教育・訓練

再処理事業部長は、文書類に従い、廃棄物管理施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように、関係法令及び保安規定に関すること、廃棄物管理施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること等について教育・訓練を実施した。

2. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

①第11回会議を11月24日に開催した。(協力会社9社参加)

(議題)

- ・今後のガラス溶融炉の試運転支援について
- ・再処理工場における現場の技術力向上

②第12回会議を3月15日に予定していたが、東日本大震災により中止した。

(2) 再処理事業部と協力会社との連帯

再処理事業部長は、日本原燃安全推進協議会（再処理事業部）を毎月開催するとともに、安全パトロールを毎月実施し、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進した。(3月は東日本大震災により中止)

3. 品質保証に係る顧問会

第16回顧問会を12月14日に開催した。

(議題)

- ・品質保証活動の実績
- ・中間管理職の他企業における研修実施状況と今後の課題について

4. 品質保証体制の再構築に向けた取組

社長は、品質保証室、再処理事業部の11月5日に実施された第2回レビュー、2月4日に実施された第3回レビュー、3月29日及び31日に実施された第4回レビューにおいて、「安全基盤強化に向けた全社アクションプラン」の具体的な対策の実施状況について、品質保証室長、再処理事業部長から報告を受けた。実施内容についての指示事項はなく、現在の活動を継続するとともに、適宜、必要な改善を図っていくこととした。

主な実施状況は以下のとおり。

(品質保証室)

第2回：平成22年度の安全文化醸成アンケート調査を9月1日から14日にかけて実施した。

第3回：他企業研修を計画どおり実施した。受講者からは、本研修により、様々な気付きを得ることができ、自部署の問題・課題も顕在化したとの意見が多数あった。そのことから、本研修が社員の意識改革あるいは、業務改革に向けて徐々に効果がでていっているものと考えられる。

第4回：業務フローの良好事例・活用事例の収集、業務フロー作成の目的・位置付けについての再整理を行うとともに、業務フローの社内有効活用事例を情報共有するための検討を行った。業務フローの活用事例、メリット等について社内で情報共有することにより、業務フローを活用したリスク管理・業務改善が促進され、事業部の業務プロセス改善支援の一環として効果が期待できる。

(再処理事業部)

第2回：事業部トップと中間管理職とのディスカッション・個別ヒアリングなど意見交換の活動継続により、コミュニケーションの向上が図られつつある。

また、日常業務の中に存在するリスクの洗出し及び業務を俯瞰・整理する活動について、昨年度に各課単位で設定した第1回目の優先業務（第1サイクル）を8月末に完了した。

第3回：日常業務の中に存在するリスクの洗出し及び業務を俯瞰・整理する活動について、第2サイクルの取り組みを完了し、監査業務や放射線測定装置点検業務等のリスクの抽出や工事監理業務や休祭日当番等の業務適正化を実施した。また、コミュニケーション充実のための活動について、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設における使用済燃料によって汚染された物の取扱いに係る保安規定違反の根本原因分析結果を踏まえ、施設課-当直間・当直内のコミ

コミュニケーション向上・情報共有の迅速化の観点から当直長と当直で冬季設備点検時に自分たちの宣言を出してトラブル防止に取り組むことをアクションプランの具体的な対策に追加して活動を開始した。

第4回：根本原因分析結果を踏まえたコミュニケーション充実に係る追加対策として、12月末までに当直各班で宣言した設備点検期間におけるヒューマンエラー防止の取り組みを実施することにより、当該設備点検での当直での隔離ミス等のヒューマンエラーの発生が防止できた。

また、すでに日常業務へ移行した各対策（予兆管理活動、各種教育等）について、ルール・方針に基づき継続的に実施されており日常的な業務活動として定着している状況を確認した。

5. その他

(1) 品質月間行事の実施

- ①品質月間ポスター掲示及びQ旗掲揚（11月1日から30日）
- ②品質月間講演会の開催（11月11日）
品質標語の募集

II. 常設の第三者外部監査機関の監査結果

実施状況：品質保証室及び再処理事業部はロイド・レジスター・ジャパン（有）による平成22年度第2回定期監査を下期に受けた。（監査実施日：品質保証室1月24日、再処理事業部1月25日から28日）

監査結果：（総合所見）

監査結果は、総合所見として「指摘事項」及び「観察事項」は観察されていない。一定レベルの品質マネジメントシステムが機能していると思われることができる」、「安全基盤強化に向けたアクションプラン」の内、第2年目の継続管理になっている活動が概ね計画通りに実施されていることを確認した」との評価を得た。

（品質保証室）

文書監査、実地監査においても「指摘事項」、「観察事項」はなく、安全基盤強化に向けた全社アクションプランについて、「日常業務に移管された項目については、当該項目が風化せず、維持・継続されていることを監視することが極めて重要であるが、このたびの監査過程で、そうした監視への注力状況が必ずしも明確には観察できなかった。3年目の対応として、この扱いを明確にしておくことが望まれる」等、「提言事項」が2件あった。

（再処理事業部）

文書監査、実地監査においても「指摘事項」、「観察事項」はなく、「平成22年度11月より、事業部長による日常的な部長ヒアリングが実施されており、事業部長から各部長に対して改善・チャレンジすべき課題が提示されている状況を確認した。これらの項目には、短期的に解決できる課題、長期的な課題など様々な事項があると理解するが、せっかくの事業部長ヒアリングで提起されたものであることから、例えば、重要度に応じて業務目標・品質目標に追加するなど、何らかの形でフォローすることを考えたいかがか。」等、「提言事項」が5件あった。

（監査報告書については平成23年3月31日に提出済）

平成22年度第2回定期監査報告書（全体総括）

(W02523474号-0)（平成23年2月28日ロイド・レジスター・ジャパン(有)）

平成22年第2回定期監査報告書（その1）「室」部門の監査結果

(W02523474号-1)（平成23年2月28日ロイド・レジスター・ジャパン(有)）

平成22年第2回定期監査報告書（その2）再処理事業部の監査結果

(W02523474号-2)（平成23年2月28日ロイド・レジスター・ジャパン(有)）

以上